非同期(セミ同期)の考え方

2020年4月14日 ソフトバンク株式会社

非同期局の考え方の前提条件

【ドコモ様の考え(再掲:資料11-5,12-3,13-2)】

- 同一TDD帯域内で運用される以上、同期局は非同期局よりも優先的に保護されるべき

【弊社の考え(追加):「優先的に保護」の明確化】

- 先発・後発にかかわらず非同期が起因で同期局から有害な混信を受ける場合は、非同期局側が 同期局からの混信を容認するものとし、同期局に保護を求めてはならならない。
- 先発・後発にかかわらず非同期が起因で同期局に有害な混信を与えてはならない。 同期局へ有害な混信が生じた場合は、非同期側が混信回避の対策を実施するものとする。

【ドコモ様の考え(再掲: 資料11-5,12-3,13-2)】

- 今後不特定多数のローカル5G事業者が現れる可能性も考慮すると、対非同期局との干渉協議を個別に対応していくのは現実的では無いため、非同期運用に対しては、後の個別協議が不要となるよう審査基準 等の中で条件・制約を設けるべき

【弊社の考え(追加):個別協議の可能性の追加】

個別協議を不要とすることが望ましいが、非同期運用時の個別協議を完全に不要にすることは、利用シーン等の状況に応じて難しいケースが出てくる可能性もある。そのようなケースでは隣接システムの免許人との協議が必要となる場合があり、個別協議が必要となる条件等については同期局側が明確化(個別協議が不要となる場合の条件の明確化も含む)して、必要に応じて免許人と既存システムの免許人で調整を行うことが望ましい。